

社会福祉法人太良町社会福祉協議会役職員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太良町社会福祉協議会職員等（役員、評議員、正職員、嘱託職員、非常勤職員、登録ヘルパー及び本会業務に協力し旅行するに当たり会長が特に認めた者）に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 職員が業務のため出張したときは、この規程に基づいて旅費を支給する。

2 職員以外の者が、会長の依頼又は要求に応じて業務の遂行を補助するため出張した場合には、この規程に基づいて旅費を支給する。

(旅行命令等)

第3条 旅行は、会長又はその委任を受けた者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

(細則)

第6条 この規程に定めるものの外、旅費に関する必要事項は、太良町職員の旅費に関する条例（昭和31年2月28日条例第5号）及び太良町職員の旅費支給規則（昭和31年12月1日規則第11号）に準じる。

附則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。